

特別養護老人ホーム「三陽」入所指針

(目的)

入所に関する基準を明示する事により、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資する事を目的とする。

(入所対象者)

入所対象者は、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護度3から要介護度5と認定された方で常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な方とする。

ただし、要介護1・2の方については、以下の要件に該当し、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合、特例的に入所対象者となる。

1. 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
2. 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
3. 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
4. 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(入所申し込みの方法及び申し込みの受理)

- 1) 施設への入所申し込みは、本人又は家族から入所申込書により、認定調査票、被保険者証、介護保険料の納入段階が確認できるもの（介護保険負担限度額認定証・介護保険納入通知書・介護保険料特別徴収決定通知書の1枚目と2枚目）、直近3ヶ月のサービス利用票及びその別表（在宅サービスを受けられている方のみ）の写しを添付して、直接施設に行うものとする。
- 2) 入所申込書の記載内容に変更が生じた場合、入所申込者は、速やかに、施設に届けるものとする。変更の届は、当初の申込みの手続きに準ずるものとする。
- 3) 申込書及び変更の届を受理した場合は、経過記録にその内容を記載して管理する

ものとする。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録するものとする。

- 4) 施設は、入所指針を公表でき、入所申込者及び家族等に対し、入所優先順位の決定方法等、その内容について、十分に説明を行う。

(入所判定委員会)

施設は、入所の決定に係る入所判定委員会（以下、委員会という）を設置し、入所希望者の優先順位を委員会において決定するものとする。

1. 委員会は施設長・事務長・生活相談員・介護支援専門員・看護師・介護職員等の施設職員で構成する。
2. 委員会は原則として3ヶ月に1回程度、又は必要に応じて施設長が召集する。
3. 委員会の司会進行・記録は、生活相談員が担当する。
4. 委員会は、入所選考者名簿（以下「名簿」という。）を調整するとともに、これに基づいて、入所の決定を行うものとする。
5. 委員会は審議の内容を議事録として整備し、これを2年間保管する。
6. 施設は、札幌市、北海道又は関係市町村から求めがあった場合は、上記の記録を提出するものとする。
7. 委員会の構成員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(入所選考者名簿：優先順位決定について)

1. 名簿は、次に掲げる評価要素に基づく評価（1次評価）と勘案事項を、委員会において総合的に評価（総合評価）し、その入所の必要性のランク（AからEの5段階。以下「ランク」という。）の上位の者から登載するものとする。

<評価要素>

- 1) 要介護度
- 2) 認知機能、精神・行動障害の状況（24項目）
- 3) 介護者等の状況（6項目）
- 4) 生活・経済の状況（5項目）

<勘案事項>

- 1) 在宅生活の場合の生活環境の状況を配慮（日中の環境等）

- 2) 在宅生活の場合の介護状況（家族の介護力等）に配慮
- 3) 病院や介護保険施設等に入所中で退院、退所の働き掛けがあり、その後の生活環境の状況を配慮

※ 総合ランク、点数が同一の場合は下記の順で入所選考者名簿の優先順位を決定する。

ア) 要介護度の高い順とする

イ) 待機場所（在宅・下宿・病院・老健・高齢者住宅・サービス付高齢者住宅・有料老人ホーム・小規模多機能施設・グループホーム等の順）

ウ) 申込み年月日の早い順

2. 入所必要性評価基準により 1 次評価を決定する。
3. 1 次評価に基づき、委員会において＜勘案事項＞の内容を配慮し総合評価を行うものとする。
4. 入所順位については、入所対象者の状況変化（要介護度の変更・主介護者の状況変化等）により変わる事を申込者に周知する。
5. 施設は、入所申込者から辞退の申し出があった場合又は施設からの入所の働き掛けに対して自己都合（入院等やむを得ない事由を除く。）により入所を辞退した場合は、名簿から削除できるものとする。
6. 施設は、入所申込者に対し、委員会において決定したランク（総合評価）を通知するものとする。
7. 入所希望者から、入所延期（待機希望）の申し出があった場合は、取消しの意向がない限り申込は継続される。この場合、再度入所希望の意思表示がない限り、施設より働き掛けは行わないものとする。

（特別な事由による入所者の決定）

1. 次に掲げる場合で、かつ、委員会を開催することが困難な場合において、施設長は、名簿によらず入所を決定することが出来る
- 1) 緊急性
 - ア) 介護者による虐待、介護放棄若しくは介護者の急な入院・死亡等により、緊急の保護を要する場合
 - イ) 災害等の場合
 - ウ) 在宅復帰又は長期入院した者について、再入所が必要と認められる場合

エ) その他特段の緊急性が認められる場合

2) 老人福祉法第 11 条に定める措置委託による場合

2. 上記の内容により入所を決定した場合は、施設長は、次回の委員会にその内容を報告し、承認を求めるものとする。